

# 山梨県公報

第二千三百四十八号

平成二十五年

八月二十二日

木曜日

## 目次

○大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出……………五五九  
○大規模小売店舗の新設に関する届出(二件)……………五六〇

## 公 告

● 大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出  
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年十二月二十二日まで縦覧に供する。  
平成二十五年八月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

### 一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあっては代表者の氏名  
株式会社フォレスト 代表取締役 多田高志

### 2 住所

東京都八王子市南大沢二丁目二十五番二百九号

### 二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 フォレストモール富士河口湖

(二) 所在地 山梨県南都留郡富士河口湖町小立字白木四千二百八十六番一外

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人

変更後の住所

にあっては代表者の氏名

マックスバリュ東海株式会社  
代表取締役 神尾啓治

静岡県駿東郡長泉町下長窪三百三番地一

株式会社くろがねや  
代表取締役 堀込丹

山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

株式会社サンドラッグ  
代表取締役 才津達郎

東京都府中市若松町一丁目三十八番地の一

有限会社富士  
代表取締役 藤本博之

山梨県富士吉田市中曾根四丁目五番十五号

志村義久

山梨県富士吉田市大明見九百六十六番地五

株式会社バステル  
代表取締役 鈴木直人

福島県郡山市喜久田町字前北原五十三番二十六号

赤羽貴之

長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪三千七百三十番地四百七十五

ジャパンホテルサービス株式会  
社

兵庫県神戸市中央区海岸通三丁目二番十六号

代表取締役 森山治俊

ゴトウ技建有限公司  
代表取締役 後藤則男

山梨県南都留郡富士河口湖町船津千九百七十二番地六

株式会社フォレスト  
代表取締役 多田高志

東京都八王子市南大沢二丁目二十五番二百九号

株式会社桔梗屋  
代表取締役 中丸輝江

山梨県笛吹市一宮町坪井千九百二十八番地

株式会社大創産業  
代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号

株式会社ミヤマ  
代表取締役 深山一行

千葉県千葉市中央区仁戸名町二百番地一

- 3 変更の年月日  
平成二十五年五月二十四日
- 届出年月日  
平成二十五年六月二十八日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年十二月二十二日まで縦覧に供する。

平成二十五年八月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名  
株式会社フォレスト 代表取締役 多田高志

2 住所

東京都八王子市南大沢二丁目二十五番二百九号

二 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (一) 名称（仮称）フォレストモール富士川
  - (二) 所在地 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町九百七十三番一外
- 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
  - (一) 名称及び代表者の氏名 株式会社オギノ 代表取締役 荻野寛二
  - (二) 住所 山梨県甲府市德行一丁目二番十八号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十六年三月一日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
五千二百六十八平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (一) 駐車場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 二百八十三台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 収容台数 六十五台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 面積 二百七十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (1) 位置 届出の図面のとおり
- (2) 容量 五十七立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
  - (1) 開店時刻 午前九時
  - (2) 閉店時刻 午後九時三十分
- (二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時まで
- (三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
  - (1) 数 五箇所
  - (2) 位置 届出の図面のとおり
- (四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成二十五年六月二十八日

● 大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十五年十二月二十二日まで縦覧に供する。

平成二十五年八月二十二日

山梨県知事 横 内 正 明

一 届出者

- 1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹  
住所 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 (仮称) ホームセンターくろがねや富士川店

(二) 所在地 山梨県南巨摩郡富士川町青柳町八百六十七番一外

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

(一) 名称及び代表者の氏名 株式会社くろがねや 代表取締役 堀込丹

(二) 住所 山梨県甲府市中小河原一丁目十三番十八号

3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成二十六年三月一日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
五千二百八十四平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(一) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二百八十五台

(二) 駐輪場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 十七台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 百七十六平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 二十七立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(1) 開店時刻 午前八時

(2) 閉店時刻 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前七時三十分から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 六箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時まで

三 届出年月日

平成二十五年六月二十八日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番